

令和 8 年度

幼稚園・幼保連携型認定こども園

# 初 任 者 研 修 実 施 計 画

- |     |                       |
|-----|-----------------------|
| I   | 幼稚園等初任者研修実施要綱         |
| II  | 幼稚園等初任者研修実施要綱細目       |
| III | 幼稚園等初任者研修に係る研修指導員設置要綱 |
| IV  | 令和 8 年度 園外研修年間計画表     |
| V   | 幼稚園等初任者研修に係る書類の提出     |
| VI  | 提出書類の流れ<br>提出書類様式     |

長 野 県  
長 野 県 教 育 委 員 会

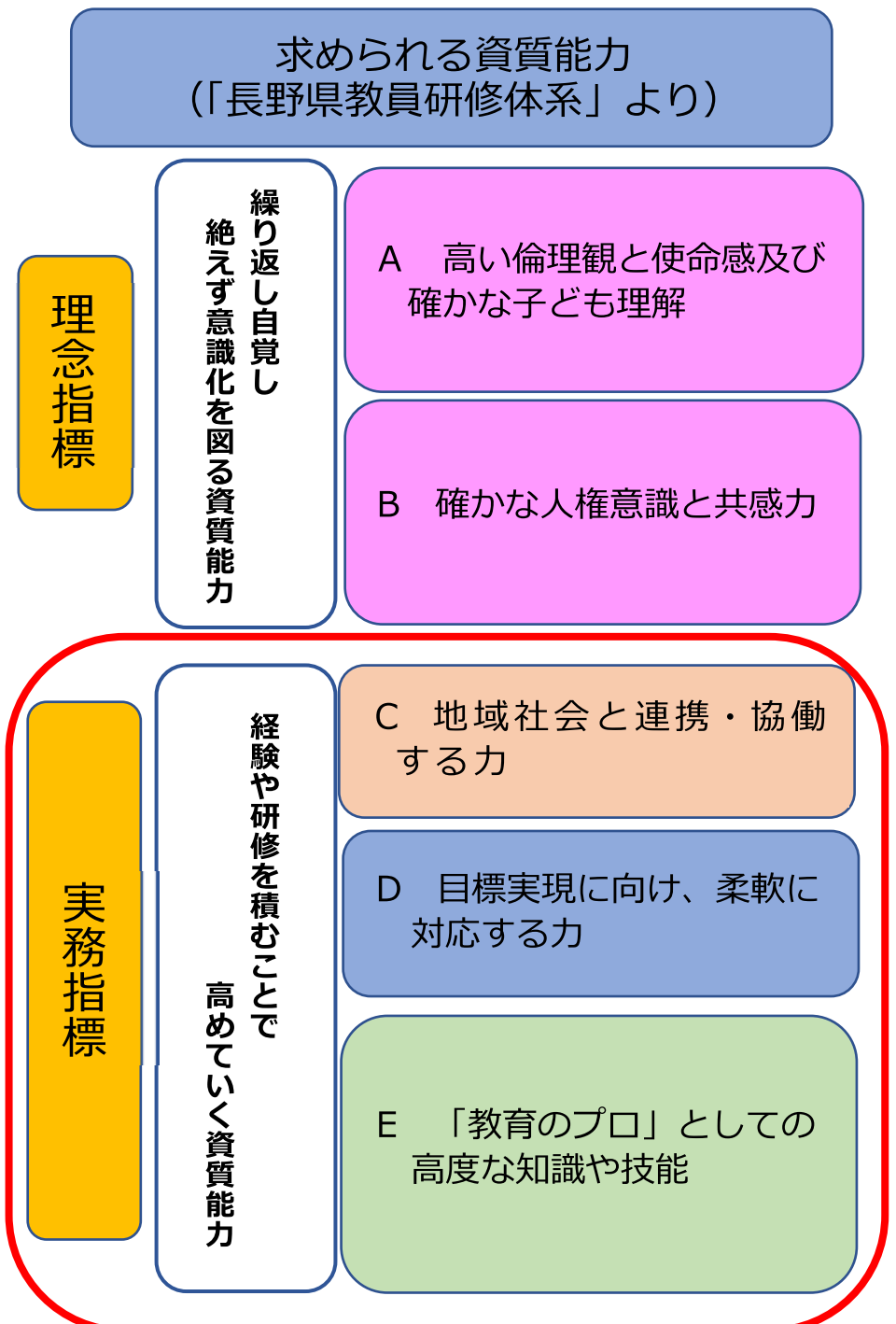
# 1 教員育成指標作成の経緯

「長野県教員研修体系」（平成 25 年 11 月策定）には、長野県の教員に求められる資質能力として、次の A～E の資質能力が示されています。

- A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解
- B 確かな人権意識と共感力
- C 地域社会と連携・協働する力
- D 目標実現に向け、柔軟に対応する力
- E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能

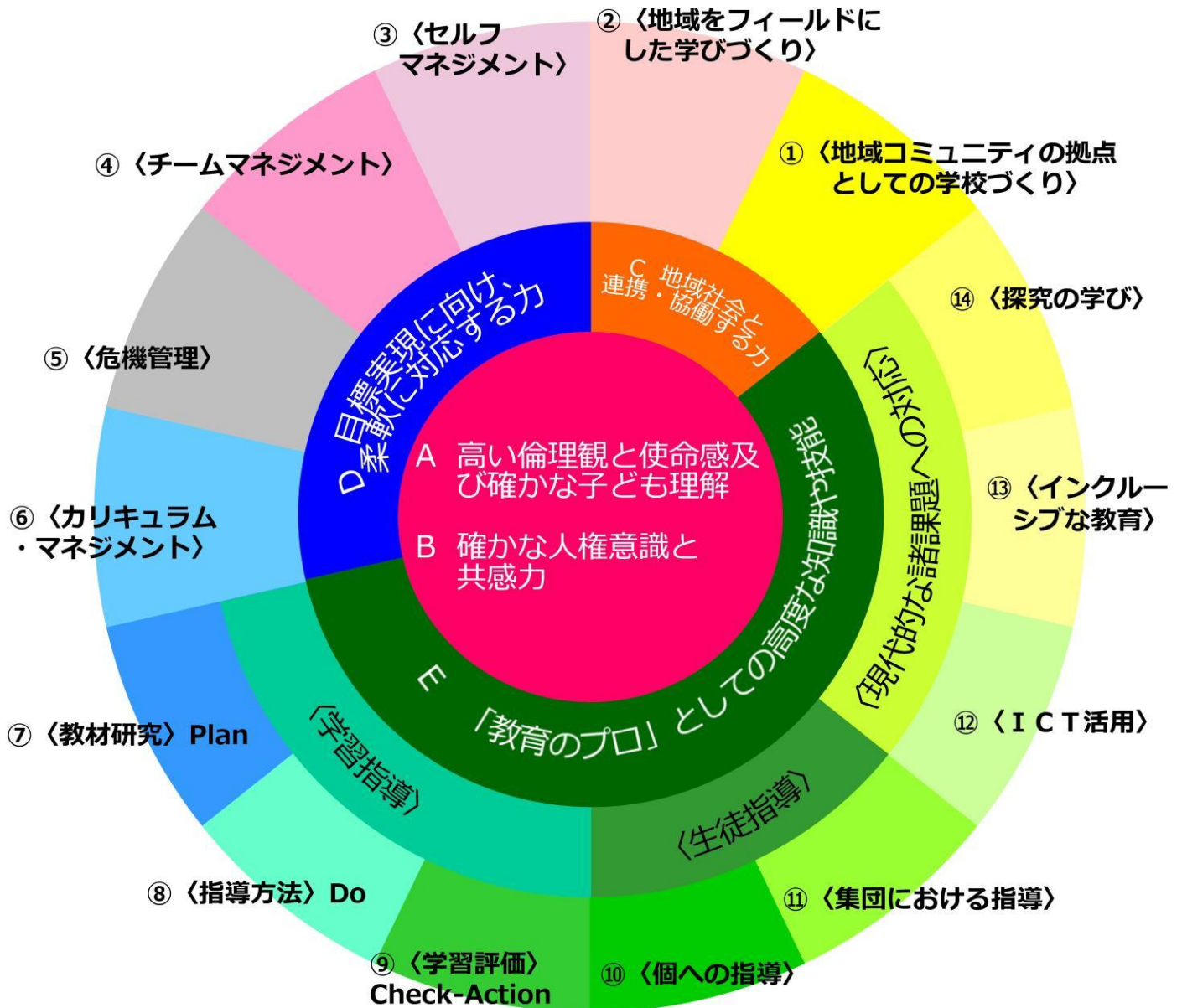
この「求められる資質能力」を「理念指標」と「実務指標」に分けました。「理念指標」とは、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る資質能力であり、「実務指標」とは、経験や研修を積むことで高めていく資質能力です。

このうち、「実務指標」について、キャリアステージに応じて高まるものとし、項目化することにしました。



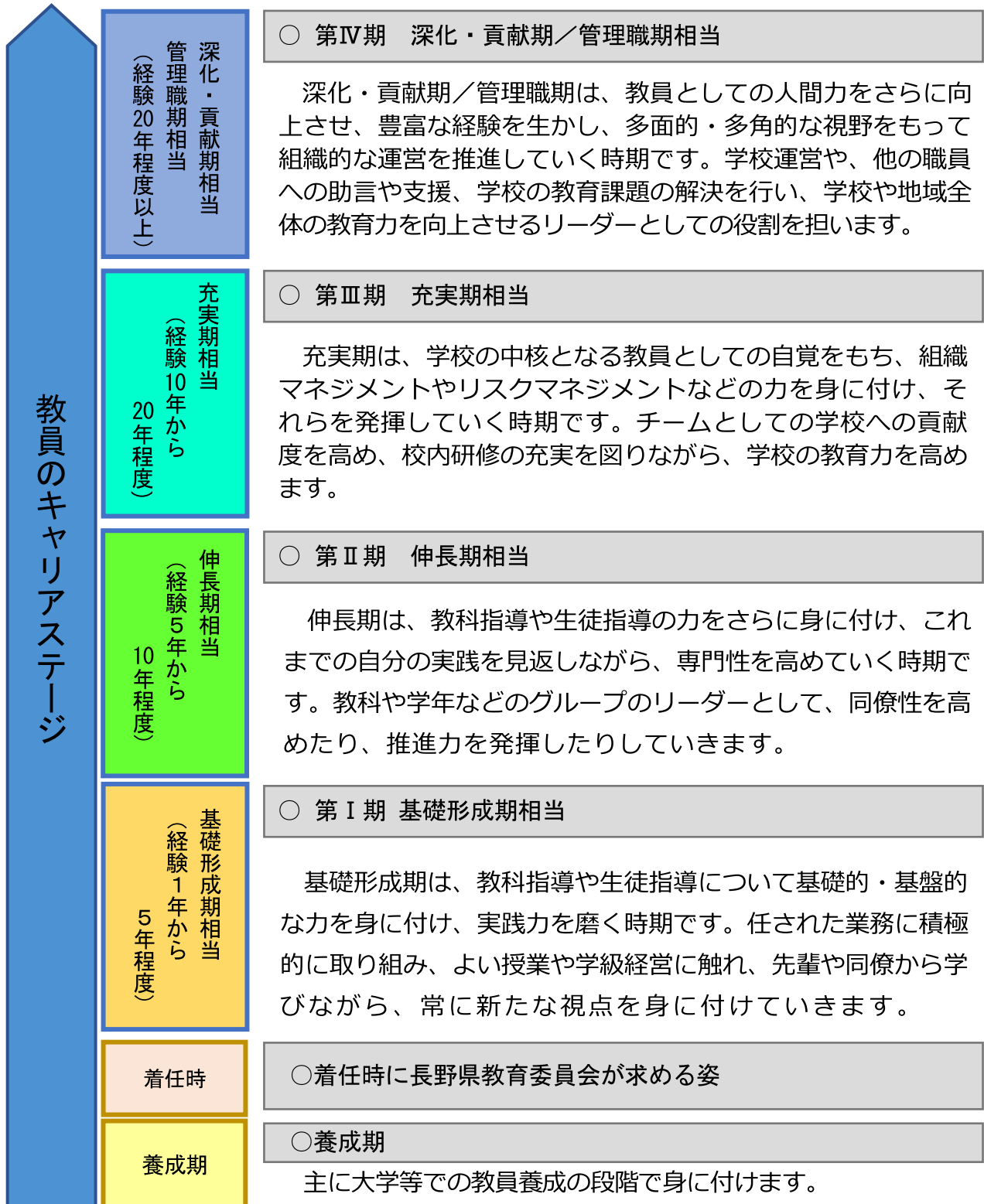
## 2 実務指標を支える14のスキル

5つの求められる資質能力について、下図のように整理しました。まず、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る、「A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解」、「B 確かな人権意識と共感力」の2つの資質能力を中核にし、教職キャリアの基盤としました。次に、その周囲に、経験や研修を積むことで高めていく、「C 地域社会と連携・協働する力」、「D 目標実現に向け、柔軟に対応する力」、「E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能」の3つの資質能力を配置しました。さらに、これらを支えるスキルとして、14のスキルを位置付けました。



### 3 教員のキャリアステージ

長野県では、教員のキャリアステージを「養成期」、「基礎形成期」、「伸長期」、「充実期」、「深化・貢献期／管理職期」に区分し、それぞれのキャリアステージの高まりを示しています。スキルの向上は、必ずしも年代や経験年数によるものではないので、「相当」という言葉を用いて幅をもたせています。



教員育成指標では、それぞれの資質能力を支えるスキルごとに、「チームとしての学校」の一員として、教員が各ステージで果たす役割に着目してスキルの高まりを表しています。第Ⅰ期、第Ⅱ期は、主に知識・技能の熟達を期待し、第Ⅲ期、第Ⅳ期は、主にチームへの貢献度が高まることを期待しています。

(図1)

また、第Ⅰステージが土台となり、それに第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳステージが積み重なってスキルが高まっていくことをイメージして表しています。(図2)

図1

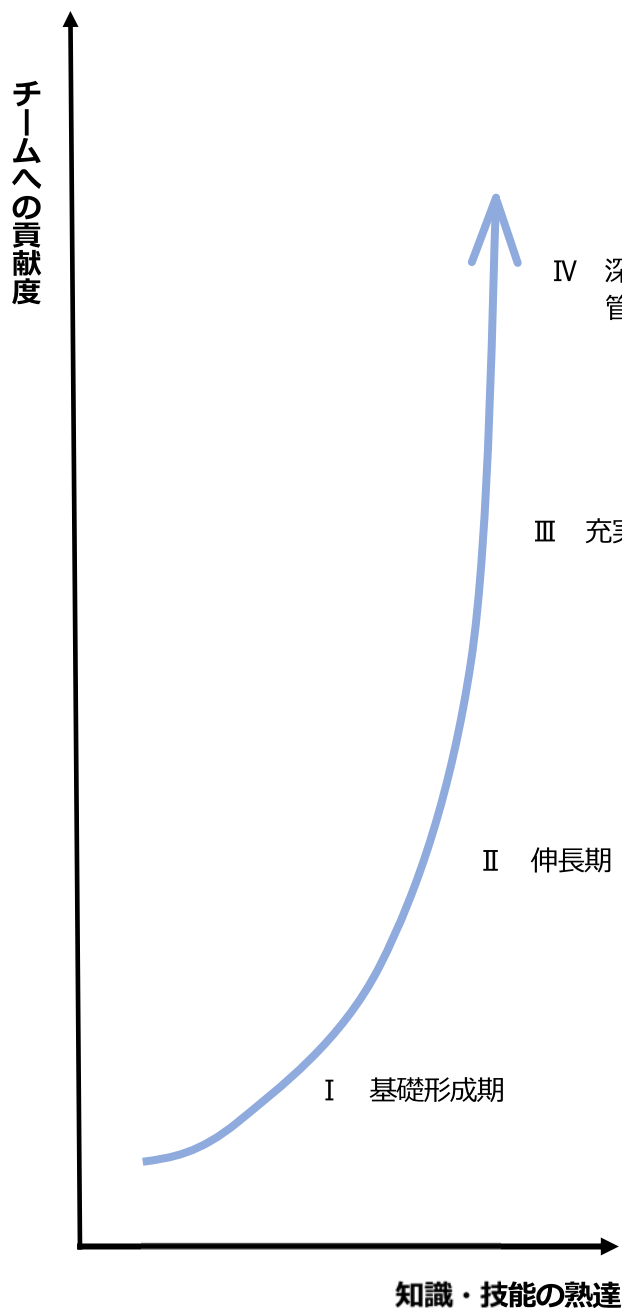
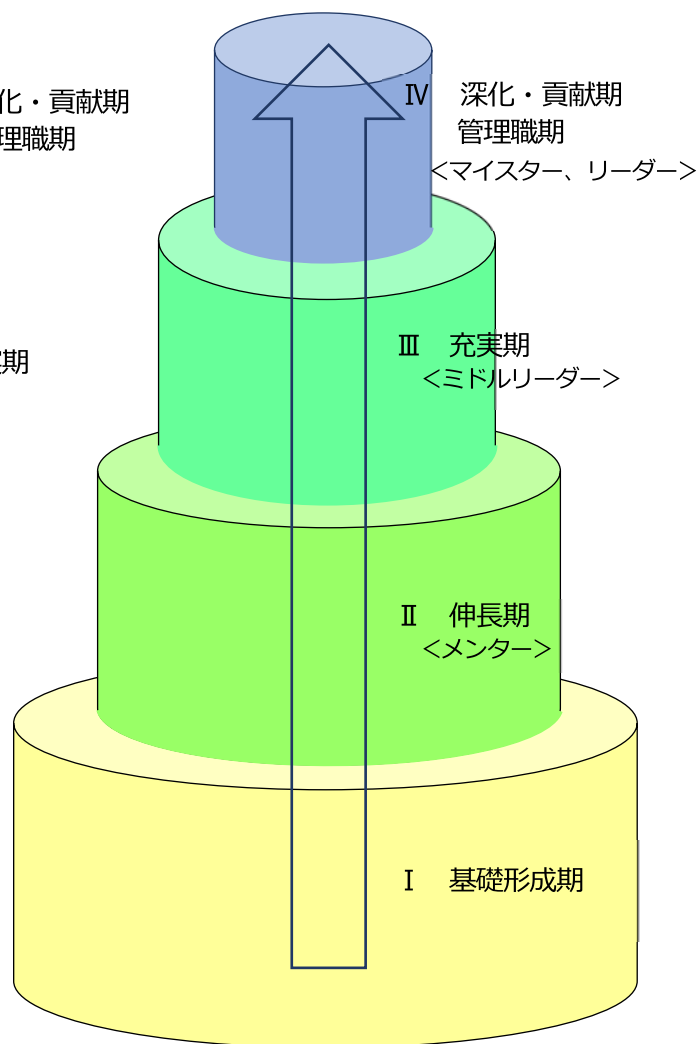


図2



# 長野県教員育成指標

## C 地域社会と連携・協働する力

○地域社会の発展に主体的に寄与する力 ○郷土を愛し、地域の自然、歴史、文化及びそこに住む人々を尊重する態度

資質を支えるスキル	① <地域コミュニティの拠点としての学校づくり> 地域連携によるキャリア教育	② <地域をフィールドにした学びづくり>
IV 深化・貢献期相当 管理職期相当 (経験20年程度以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域と協働して児童生徒を育てる中で、地域コミュニティの拠点として、地域の活力・教育力の向上に貢献する。</li> <li>子どもたちが地域社会の一員として自らの可能性を広げられる学校づくりを推進し、地域や行政と連携して、子どもが自分らしい生き方を考える教育の仕組みを構築・発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と地域、学校間をつなぐネットワークを構築し、地域貢献につながる教育活動を展開する環境を整える。</li> </ul>
III 充実期相当 (経験10年から20年程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営委員会と協働して活動を推進する中で、学校と地域が願いを共有して学校づくりに取り組めるようにする。</li> <li>子どもたちが社会や職業に関する体験的な学習を行い、地域の人々とともに学ぶ機会を中心に据えた教育活動をリードする。保護者や地域の人々との連携を積極的に図り、学校全体で地域資源を活用した自らの生き方を考えるキャリア教育を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域をフィールドにした学習を推進するリーダーとして、自校・近隣校での実践の充実に寄与する。</li> </ul>
II 伸長期相当 (経験5年から10年程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習支援ボランティアの活用など、地域の人的・物的資源を効果的に組み合わせて教育課程を編成する。</li> <li>子どもたちの発達段階や生活背景を踏まえ、教科指導と体験的な学びの連携を意識した支援を工夫する。また、同僚と協働し、地域の人々や保護者とともに、子どもたちが多様な生き方を考えるきっかけとなる学びの場づくりに取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題を発見したり解決策を提案したりする学習を通して、児童生徒が郷土への誇りや郷土の一員としての自覚を深められるようにする。</li> </ul>
I 基礎形成期相当 (経験1年から5年程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の活動や行事に積極的に参加したり、地域の方々と交流したりして、地域理解に努める。</li> <li>子どもたちの学びと社会とのつながりを見通すキャリア教育の視点をもち、地域の人々との関わりや実社会における体験的な学びの意義を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域素材を教材化したり、地域での体験学習を取り入れたりして、児童生徒が地域を理解し、そのよさを実感できるようにする。</li> </ul>
着任時に長野県教育委員会が求める姿	同僚や保護者、地域の方々と協力し、共に汗を流し行動する人	
養成期	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバルな視野をもつとともに、郷土への関心意欲を深める。</li> <li>地域社会への一員として自分の役割に責任をもち、地域の活動に主体的に参画し、地域貢献に寄与する。</li> </ul>	

## D 目標実現に向け、柔軟に対応する力

○知識や技能を常に刷新しようとする意欲や態度 ○同じ目的に向かってチームで対応する力

資質を支えるスキル	③ <セルフマネジメント>	④ <チームマネジメント>	⑤ <危機管理>	⑥ <カリキュラム・マネジメント>
IV 深化・貢献期相当 管理職期相当 (経験20年程度以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員のロールモデルとしての役割を自覚し、自らの専門性や経験に基づいて、後進の指導にあたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員一人一人がもっている力を引き出し、学校教育目標の達成を目指す組織文化を醸成する。</li> <li>「チーム学校」の実現を通じて、複雑化・多様化した課題を解決に導いたり、教員が児童生徒と向き合う時間的・精神的な余裕を確保したりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理マニュアルを策定し学校の危機管理体制を整え、リスクの低減や危機発生時の的確な対応について、組織的に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒や地域の特性等に基づき学校教育目標を設定し、その達成を実現する教育課程編成の方針を策定する。</li> <li>学校教育目標の達成に向けて、学校や地域が持っている人的・物的資源等を効果的に組み合わせる。</li> </ul>
III 充実期相当 (経験10年から20年程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務に関する最新の動向を把握したり、自分が得意とするスキルを磨いたりして、力量向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営に積極的に参画し、自校の教育活動の状況を的確に把握しながら、校内の様々なチームや外部の専門職との連携・調整を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生事例やヒヤリハット事例を収集・分析するなどの研修を企画したり、危機を想定した訓練を行ったりして、学校の危機管理能力を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒や地域の状況に関するデータ等に基づき、教育課程の編成・実施・評価・改善を行う一連のPDCAサイクルを確立する。</li> </ul>
II 伸長期相当 (経験5年から10年程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの教職キャリアを俯瞰し、強みと課題を明らかにして今後の目標を設定し、日々の教育実践に具体化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年経営や教科経営に積極的に参画し、メンバーと意思疎通を図りながら、既成概念にとらわれないアイデアを提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場内での同僚性を高め、情報を共有したり、危機管理やコンプライアンスについて話題にしたりする風土を醸成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標の達成に向けて、教科等横断的な視点で、教育内容を組織的に配列する。</li> </ul>
I 基礎形成期相当 (経験1年から5年程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークライフバランスを重視し、健康や時間を自ら管理しながら、職務に向かうコンディションを維持する。</li> <li>自己課題に沿った研修を実施し、周囲の助言や自己の振り返りをもとに、成長し続けようと努力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チームの一員としての自己の役割を自覚し、任せられた職務に対して誠実に取り組む。</li> <li>チームの目標を理解し、同僚と協力して目標実現に向けて努力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信頼される学校を実現する上で、危機管理やコンプライアンスが欠かせないことを理解し、危機の未然防止や発生時の対応に確実に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の教育活動を「目標-内容-方法-評価」のセットで捉え、意図的・計画的に実践する。</li> </ul>
着任時に長野県教育委員会が求める姿	創造性と積極性があり、常に向上し続けようとする、心身のたくましさをもっている人			
養成期	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の学びにおいて振り返り、成長する姿を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者と協働して教育活動に取り組む社会的スキルを身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理の基本的な原則を理解し、リスク・マネジメント、クライシス・マネジメントを学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラム・マネジメントにおける教師の役割を理解し、実習校の教育課程の概要を学ぶ。</li> </ul>

# E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能

○教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践する力 ○グローバル化、情報化、特別支援教育等の課題に対応する力

資質を支えるスキル	<学習指導>		
	⑦教材研究 (Plan)	⑧指導方法 (Do)	⑨学習評価 (Check-Action)
IV 深化・貢献期相当 管理職期相当 (経験20年程度以上)	・自らの専門性や経験を生かして、学校全体の教材研究の質を高める。	・自らの専門性や経験を生かして、学校全体の指導方法の質を高める。	・自らの専門性や経験を生かして、学校全体の学習評価の質を高める。
III 充実期相当 (経験10年から20年程度)	・教科会や学年会で教材研究を行う時間を確保するとともに、教材研究の仕方を学校全体でそろえる。	・校内で互いに授業を見合う機会を設定し、創意工夫に基づく指導方法の不断の見直しに学校全体で取り組む。	・様々な教育活動で行われている学習評価を関連付け、学校全体の学習の成果を的確に捉え、教育課程の改善に生かす。
II 伸長期相当 (経験5年から10年程度)	・個々の児童生徒の学びの特性や状況に応じ、既得の知識や技能を活用して課題を解決する学習過程を構想する。	・学習指導と生徒指導の両面から児童生徒の学びを捉え、対話的な関わりを通して、児童生徒がメタ認知能力を発揮しながら「学びに向かう力」を高めていくようにする。	・「パフォーマンス評価」や「ポートフォリオ評価」など、多様な評価方法を用いて児童生徒の学びの深まりを把握し、学習・指導の改善に生かす。
I 基礎形成期相当 (経験1年から5年程度)	・教科等の特質に応じた「見方・考え方」を活用して、「知識及び技能」を確実に身に付ける授業を構想する。 ・「習得-活用-探究」の学びの過程を通して、児童生徒が「思考力、判断力、表現力等」を高めていく単元を構想する。	・「授業がもっとよくなる3観点」や「信州“Basic”」を踏まえた授業を確実に行う。 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業改善に取り組み、児童生徒の個性に応じた質の高い学びを引き出す。	・「目標に準拠した評価」により一人一人の学習状況を把握し、適切なフィードバックを行って内容の確実な定着を図る。 ・児童生徒が自己評価を行うことを学習活動に位置付け、学習内容の価値や自己の高まりに気付かせる。
着任時に長野県教育委員会 が求める姿	幅広い教養と教科等の専門的な知識・技能を持ち、柔軟に対応することができる人		
養成期	・教科に関連した学問的知識や専門的技術を磨き、学習指導要領に記載された内容を理解するとともにねらいに応じた授業案を構想する。 ・一人一人の学びを適切に評価し、その情報を授業に生かすスキルを学ぶ。		

資質を支えるスキル	<生徒指導>*不登校対応含む		<現代的な諸課題への対応>		
	⑩個への指導	⑪集団における指導	⑫ICT活用	⑬インクルーシブな教育 *日本語指導教育含む	⑭探究の学び
IV 深化・貢献期相当 管理職期相当 (経験20年程度以上)	・関係機関との連携を強化するとともに、教員一人一人の役割を明確にした校内指導体制を構築し、その推進にあたる。 ・不登校支援に関する校内体制を整備し、関係機関との連携を強化して、学校全体での対応を推進する。	・児童生徒が所属する校内の様々な集団の状況を把握し、学校全体で改善・向上に取り組む。 ・学校全体で一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境づくりを推進し、教育課程や校内体制の整備を主導する。	・児童生徒に応じ、学校の情報化を進めるためのロードマップを策定し、実現を目指す。 ・保護者や地域、関係機関と連携し、情報モラルの指導を体系的に推進する。	・地域の支援者との連携等を強化し、課題解決に向けた体制を構築するとともに、インクルーシブな教育の取組等の情報を地域へ発信する。 ・地域や関係機関と連携しながら、日本語教育を含むインクルーシブな教育環境の整備を主導し、学校教育の質の向上と教育的課題の解決に貢献する。	・「探究の学び」を中核に位置付けた教育課程を編成したり、人的・物的資源を組み合わせる支援体制を構築したりする。
III 充実期相当 (経験10年から20年程度)	・児童生徒の状況を日常的に把握し、適時性のある指導方針を示したり、ケース会議の充実を図ったりして、学校全体の生徒指導をリードする。 ・校内体制の中核として、不登校対応の方針を示し、ケース会議等を通じて支援の質を高める。	・自らの実践を通して、校内における望ましい集団づくりをリードする。 ・学校の風土の改善に向けた取組を校内で推進し、児童生徒の安全・安心な学びの場を確保する。	・教員のICT活用指導力を把握し、校内研修を計画的に行ったり、一人一人の実態にあった研修の内容や方法をアドバイスしたりして、教員の指導力を高める。	・自発的・自治的に活動できる集団づくりをする。 ・アセスメントの知見を活かし、同僚への指導助言や実践の発信等を通して校内の特別支援教育の充実を図るとともにインクルーシブな教育をリードする。 ・学校全体で多様な言語文化背景をもつ児童生徒を支える体制づくりを推進し、教職員間の共通理解を深めるとともに、地域や保護者との協働を図る。	・「探究の学び」を推進するリーダーとして、自校・近隣校での実践の充実や教員の専門性の向上に寄与する。
II 伸長期相当 (経験5年から10年程度)	・コーチングスキルを身に付け、児童生徒自身の主体的な判断や自己決定を促すなど、一人一人のキャリア形成につながる指導に努める。 ・不登校の要因を多面的に捉え、関係機関や保護者と連携しながら、個別支援計画を立案・実施する。	・様々な教育活動との関連付けを図り、児童生徒の生活や学習の基盤としての集団の機能を高める。 ・多様な背景をもつ児童生徒が共に学べる集団づくりを推進し、居場所づくりに取り組む。	・ICT端末やクラウド等を活用した実践事例を蓄積し、校内で共有する仕組みをつくらせたり、同僚の相談ののりたりしてICT端末やクラウド等の活用を校内に広げる取組を行う。	・児童生徒への理解力を高めるとともに、多様性を認め共に成長する集団づくりに同僚と協働して取り組む。 ・アセスメントについての知見を身に付け、必要に応じて活用する。 ・日本語指導が必要な児童生徒の学びを支えるために、教科指導と連携した支援の工夫や、校内外の支援体制との連携を意識した実践を行う。	・学習プランを開発したり、ポートフォリオ評価に用いるルーブリックを作成したりして、校内での「探究の学び」の推進を支援する。
I 基礎形成期相当 (経験1年から5年程度)	・児童生徒の内面を共感的に理解し、信頼関係を構築する。 ・保護者や同僚と連携し、児童生徒を取り巻く環境や抱えている課題を的確に把握し、指導に生かす。 ・不登校傾向のある児童生徒の背景を理解し、信頼関係の構築を通して安心できる居場所づくりに努める。	・集団生活を送る上でのルールづくり、人間関係づくりを通して、児童生徒の社会的スキルを高める。 ・自発的・自治的な活動を重視し、児童生徒の集団への所属感や連帯感、問題解決力を高める。 ・集団活動に参加しづらい児童生徒への配慮を行い、安心して所属できる環境づくりに意識する。	・学習目標の達成や校務の効率化に向け、ICT端末やクラウド等を効果的に活用する。 ・児童生徒の発達段階に応じ、具体例に基づいた情報モラルの指導を行う。	・認知などの特性や発達障がい、合理的配慮等に関する基本的な知識や考え方を身に付け、児童生徒の実態や教育的ニーズを踏まえ一人一人に応じた支援を行う。 ・授業のユニバーサルデザイン化に取り組む。 ・多様な言語背景をもつ児童生徒の実態を理解し、適切な配慮や支援を行うための基本的な知識と姿勢を身に付ける。	・探究の過程を生み出す手法を身に付け、ファシリテーターとして「探究の学び」の実現に取り組む。 ・児童生徒や地域の実態に基づき、総合的な学習の時間(小中)、総合的な探究の時間のねらいを実現する学習プランを作成する。
着任時に長野県教育委員会 が求める姿	幅広い教養と教科等の専門的な知識・技能をもち、柔軟に対応することができる人				
養成期	・子ども理解に努め、一人一人のよさを認める姿勢を培うとともに、子どもの置かれている背景について理解を深め、適切な指導法を学ぶ。 ・ICT端末やクラウド等の授業への活用とその効果を知り、基本的な操作ができる。 ・様々な課題に関心をもち続け、その背景を理解するとともに、実践と理論を往還した最新の指導方法を学ぶ。				

# 保育者育成指標1.4

①～⑩の項目をクリアできると  
解説動画へアクセスできます。

⑪自己表明

保育者としての姿勢	指導力向上										保護者や地域との共育			園の運営力・組織貢献力		健康・安全	
	①自己表明	②愛情深い保育	③子ども理解	④援助・支援	⑤環境の構成	⑥教材研究	⑦学びを促す	⑧個別支援計画	⑨個別・小の生徒	⑩教育・保育実習	⑪保護者と協力して子育て支援	⑫地域との連携	⑬関係分掌	⑭マネジメント	⑮健康・食育	⑯安全管理	
各キャリアアップコース	保護者として自分自身を成長させたい意欲をもち、自己成長を促すこととする	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して過ごせるよう努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	豊かな生活や子どもが安心して過ごせる環境を構築し、子どもが主体的に活動できるように努める	乳幼児期の発達や学習の進捗を把握し、子どもが主体的に活動できるように努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする
Ⅳ 園長や主任・副主任	自己表明をもつて、自己成長を促すこととする	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して過ごせるよう努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	豊かな生活や子どもが安心して過ごせる環境を構築し、子どもが主体的に活動できるように努める	乳幼児期の発達や学習の進捗を把握し、子どもが主体的に活動できるように努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする
Ⅲ 主任・副主任	自己表明をもつて、自己成長を促すこととする	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して過ごせるよう努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	豊かな生活や子どもが安心して過ごせる環境を構築し、子どもが主体的に活動できるように努める	乳幼児期の発達や学習の進捗を把握し、子どもが主体的に活動できるように努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする
Ⅱ 1歳児・2歳児	自己表明をもつて、自己成長を促すこととする	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して過ごせるよう努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	豊かな生活や子どもが安心して過ごせる環境を構築し、子どもが主体的に活動できるように努める	乳幼児期の発達や学習の進捗を把握し、子どもが主体的に活動できるように努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする
Ⅰ 3歳児・4歳児	自己表明をもつて、自己成長を促すこととする	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して過ごせるよう努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	豊かな生活や子どもが安心して過ごせる環境を構築し、子どもが主体的に活動できるように努める	乳幼児期の発達や学習の進捗を把握し、子どもが主体的に活動できるように努める	子ども一人一人の個性や発達段階を尊重し、一人一人の成長を促すこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする	一人一人の子どもに寄り添った支援を行うこととする

※「インクルーシブ保育」②③④⑨は、保育士等キャリアアップ研修における「障がい児保育」に該当します。

⑩の項目は、保育士等キャリアアップ研修における「マネジメント」に該当します。

保護者としての土台となるもの

一人一人の生きる力を育むため、遊びや生活を子どもと共に創造し、子育てを支える人間性豊かな保育者

# I 幼稚園等初任者研修実施要綱

## 1 目的

教育公務員特例法附則第5条の規定に基づき、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園、幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」）の教諭、保育教諭（以下「教諭等」）に対して、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

## 2 実施内容

1の目的に基づき策定された研修を行う。

## 3 実施主体

長野県及び長野県教育委員会が実施する。

## 4 対象者等

- (1) この研修の対象者は別に定める。
- (2) 対象者は、園内研修年間10日間及び園外研修年間10日間を受けるものとする。
- (3) この研修の対象から除く者については、別に定める。

## 5 研修内容

初任者研修の内容は、次の表のとおりとする。

研修内容		場 所	日 数	備 考
園内研修	保育実践を通しての研修	在勤園	年間10日	・研修指導員による指導助言3日間 ・園内指導教員を中心とした園内のメンターチームによる指導助言7日間
園外研修	講義、演習、保育参観等による研修	総合教育センター 教育施設 その他	年間10日	・園長会等が計画し、県が共催する研修会を含む。

## 6 研修計画

長野県及び長野県教育委員会は、研修について必要な事項を定めた年間研修計画を作成する。

この研修の対象者が該当する幼稚園等の園長は、園外研修との関連に配慮し、研修指導員と連携・協力のうえ、園内研修についての研修計画を作成する。

## 7 研修指導員

園内研修における初任者に対する指導及び助言を行うとともに、園内指導教員を中心とした園内のメンターチーム（初任者、若手、ミドル、ベテラン等が互いに学び合う中、それぞれの教員が初任者に関わって指導を行う）へ指導を行うため、研修指導員を置く。（Ⅲ幼稚園等初任者研修に係る研修指導員設置要綱参照）

## 8 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## Ⅱ 幼稚園等初任者研修実施要綱細目

### 1 初任者研修の対象となる新任教員

(1) 初任者研修の対象は、公立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の初任者及び、保育所等からの異動により、初めて幼稚園等の教諭等になる者。

(2) ただし、次に該当する者は除く。

ア 臨時的に任用された者

イ 教諭、保育教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者に限る)として、国立、公立又は私立の学校(大学及び高等専門学校を除く)において引き続き1年を超える期間勤務した経験を有する者で、任命権者が教諭等の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認める者

### 2 研 修

#### (1) 園内研修

ア 園内研修は、在勤園において実施するものとする。

イ 初任者は、園内研修において研修指導員、園内指導教員による指導及び助言を受けるものとする。

ウ 園内指導教員を中心に、若手、ミドル、ベテラン等、園内の教員が初任者に関わり、互いに学び合うメンターチームを運営する。メンターチームは、研修指導員による指導及び助言を受けるものとする。

#### (2) 園外研修

ア 園外研修のうち、必修の研修については、長野県及び長野県教育委員会が主催するものとする。

イ 園外研修は、園長会等が計画し、長野県及び長野県教育委員会が認める研修を含む。

#### (3) その他

ア 幼稚園等においては、当該研修の他、所属の教員(園長及び教頭を含む)による指導等を行い、初任者がその職務を遂行するに当たって必要な事項が習得されるよう配慮する。

イ 公立幼稚園等の初任者を対象にする研修が行われる場合、私立幼稚園等の新規採用教員は、任命権者が必要と認めた場合は、参加することができる。

### 3 対象者の報告

#### (1) 公立幼稚園

公立幼稚園をおく市町村又は市町村教育委員会(以下「関係市町村等」)は、「受講対象者報告書」(様式2)を、長野県教育委員会事務局学びの改革支援課へ提出する。

#### (2) 公立幼保連携型認定こども園

公立幼保連携型認定こども園をおく関係市町村等は、「受講対象者報告書」(様式2)を、長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課へ提出する。

### Ⅲ 幼稚園等初任者研修に係る研修指導員設置要綱

#### 1 趣 旨

この要綱は、幼稚園等初任者研修実施要綱に基づき、公立幼稚園等の園内研修に係る研修指導員の設置及び服務等に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 2 所 属

公立幼稚園の初任者を担当する研修指導員は長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に置き、公立幼保連携型認定こども園の初任者を担当する研修指導員は長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課に置く。

#### 3 任 用

##### (1) 採 用

長野県及び長野県教育委員会は、必要と認める場合において、次の各項のいずれにも該当する者で、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の各号の規定に該当しない者のうちから、1年を超えない期間を任期として、研修指導員を任命する。

ア 教育職員免許法に基づく幼稚園教員免許状又は小学校教員免許状を有する者

イ 教育の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

##### (2) 派 遣

長野県及び長野県教育委員会は、関係幼稚園等園長及び所管教育委員会から研修指導員の派遣の申請があったときは、研修指導員を派遣する。

#### 4 解 職

長野県及び長野県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修指導員を解職することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 研修指導員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 5 服 務

研修指導員は、当該幼稚園等一園につき、年間3日間の園内研修指導に当たる。必要に応じて数園を担当することができる。

なお、勤務時間は1日7時間45分を原則とし、その都度「研修指導員勤務状況整理簿」(様式7)に記入する。

「研修指導員勤務状況整理簿」は、年度末に、公立幼保連携型認定こども園の新規採用職員を担当する研修指導員は長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課に、公立幼稚園の新規採用職員を担当する研修指導員は長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に提出する。

#### 6 報酬等

研修指導員の報酬等については、次によるものとする。

(1) 研修指導員に係る費用は、長野県及び長野県教育委員会の負担とする。

(2) 報酬、通勤に係る費用弁償の額については、別に定めるところにより支給する。

(3) 通勤に係る費用弁償を除く費用弁償は、一般職の職員の旅費等に関する条例(昭和29年長野県条例第45号)に基づき支給する。

#### 7 補 則

この要綱の実施に関すること等については、必要な都度、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## IV

## 令和8年度 初任者研修園外研修年間計画表

## 1 長野県及び長野県教育委員会主催の研修（3日間 必修）

研修名	期 日	会場・方法	研 修 内 容	主 催
全県セッションⅠ (参集)	4月14日 (火)	長野県 総合教育センター	・教師の使命及び任務を理解する研修 ・午前は義務教職員と合同、午後は保育者のみで保育の基礎基本を学ぶ	長野県総合教育センター
参観研修	5月21日 (木)	信州大学教育学部 附属幼稚園	・参観 ・園長講話 ・先輩教諭との懇談（保育研究会）	信州幼児教育支援センター
カウンセリング 研修	11月9日 (月)	長野県 総合教育センター	・講義「カウンセリングの基本」 ・演習「グループエンカウンターについて」	信州幼児教育支援センター

## 2 幼稚園等初任者が園外研修として参加する研修（7日間 選択）

研 修 名	期 日	会 場	研 修 内 容	主 催
幼年教育教育 課程研究協議会	東北信会場 10月30日 (金)	更埴地区 千曲市立五加小学校 千曲市立五加保育園 信学会さゆり幼稚園	・幼年教育教育課程研究協議会 園小接続の授業参観・研究会 ・会場校園の計画による *会場校へ申込願います。	学びの改革支援課
	中南信会場 10月20日 (火)	上伊那地区 宮田村立宮田小学校 宮田村立宮田西保育園		
フィールド研修	未定 (4日間)	未定	・遊びを中心とした保育を実践する園において園種を越えて学び合う研修 一回につき一日分で計算するので、全て参加すると四日分になります。 *幼児教育支援センターへ問合せ願います。	信州幼児教育支援センター
キャリアステージ研修 (I基礎形成期)	5月11日 (月)	オンライン開催	・経験1年から3年の保育者を対象にした幼児教育の基礎について学ぶ研修 *幼児教育支援センターへ申込願います。	信州幼児教育支援センター
子供の遊びと学びを支える	6月15日 (月)	長野県 総合教育センター	・幼児教育の理論や実践の基本について学ぶ研修 *4/24までに総合教育センターへ申込願います。	長野県総合教育センター
脳の発達と 幼児期の運動支援	10月6日 (火)	千曲市 ことぶきアリーナ	・幼児期の子どもの脳の発達の理論 ・運動能力を高める多様な運動遊び 等 *4/24までに総合教育センターへ申込願います。	長野県総合教育センター
各地区 幼年教育研究会	10月～11月	各地区における 幼稚園・保育園・ 小学校の会場校園	・幼保小連携の授業参観・研究会 *学びの改革支援課へ問合せ願います。	各地区 幼年教育研究会
信州大学教育学部 附属幼稚園 公開保育	年5回	信州大学教育学部 附属幼稚園	保育参観・保育者と語る会 ①5月19日(火)②6月15日(月) ③9月18日(金)④11月10日(火) ⑤2月4日(木) 一回につき、一日分で計算します。 参加する日を選択してください。 *信州大学教育学部附属幼稚園へ問合せ願います。	信州大学教育学部 附属幼稚園
国公立幼稚園 研究協議会①	5月25日 (月)	松本市立 本郷南幼稚園	・幼児教育についての講話 *国公立幼稚園長会所属の園職員のみ参加可	国公立幼稚園長会
国公立幼稚園 研究協議会②	7月27日 (月)	松本市立 本郷幼稚園	・幼児期の性教育の講話、製作 *国公立幼稚園長会所属の園職員のみ参加可	国公立幼稚園長会
公立幼稚園教育 課程研究協議会	10月28日 (水)	長野市臯月 かがやきこども園	・保育参観・研究協議 *公立幼稚園等対象者のみ参加可	国公立幼稚園長会 学びの改革支援課

- ◎ 1の研修3日間と、2の研修の中から7日間を選択し、計10日間研修することとします。  
(フィールド研修は、4日分の受講として計算します)
- ◎ やむを得ない事情で、必修の研修への参加が難しい場合は、幼稚園の対象者は学びの改革支援課へ、幼保連携型認定こども園の対象者はこども・家庭課へ、それぞれ所属長を通じてご相談ください。
- ◎ 保育士及び私立幼稚園・認定こども園に所属する教諭等の参加については、会場使用料金等が発生する場合があります。申込みの際に御確認ください。

### 3 参加申込

- ① 「研修計画書」(様式1)に必要事項を記入の上、4月9日(木)までに、関係市町村等に1部提出すること。
- ② 「幼稚園等初任者が園外研修として参加する研修」については、それぞれの主催に申込み、または問い合わせ願います。(長野県総合教育センターの研修は、電子システムでの申込みとなります。申込方法については、長野県総合教育センターの「研修講座案内」を確認し、申込み願います。)

## V 初任者研修に係る書類の提出

### 1 対象者の報告

公立幼稚園等を置く関係市町村等は、対象者の有無について「受講対象者報告書」（様式2）を令和8年3月19日（木）までに、公立幼稚園の対象者は長野県教育委員会事務局学びの改革支援課（以下、「学びの改革支援課」という）長宛に、公立幼保連携型認定こども園の対象者は長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課（以下、「こども・家庭課」という）長宛に提出すること。市町村の事情により提出が間に合わない場合は、公立幼稚園の対象者は学びの改革支援課担当者に、公立幼保連携型認定こども園の対象者はこども・家庭課担当者に連絡すること。

### 2 研修指導員について

公立幼稚園を担当する研修指導員は学びの改革支援課から、公立幼保連携型認定こども園を担当する研修指導員はこども・家庭課から、それぞれ派遣するものとする。

### 3 研修計画書の提出

対象者のいる園長は、「研修計画書」（様式1）を令和8年4月9日（木）までに、関係市町村等に提出する。関係市町村等は、園長から出された「研修計画書」（様式1）に基づき、対象者ごとに「研修計画書」（様式1）を完成させる。この場合において、関係市町村等は、完成した「研修計画書」（様式1）を保管し、その写しを、園に送付するとともに、令和8年4月13日（月）までに、学びの改革支援課又はこども・家庭課長宛に提出すること。なお、提出された書類をもとに園外研修の申込等の確認を行うため、提出期限を厳守すること。

### 4 研修報告書の提出

対象者のいる園長は、園内、園外の研修が全て終了したら、速やかに「研修報告書」（様式8）を関係市町村等に提出する。関係市町村等は、保管するとともに、公立幼稚園は学びの改革支援課長宛に、公立幼保連携型認定こども園はこども・家庭課長宛に提出すること。

### 5 研修指導員勤務状況整理簿の提出

研修指導員は、園内研修指導がすべて終了したら、速やかに「研修指導員勤務状況整理簿」（様式7）を、公立幼稚園は学びの改革支援課長宛に、公立幼保連携型認定こども園はこども・家庭課長宛に提出すること。

### 6 研修猶予に係る書類の提出

- (1) 公立幼稚園等の初任者が健康上の理由等で、長期間にわたり研修が受けられない場合は、本人より「幼稚園等初任者研修猶予願」（様式3）を所属の園長へ提出する。
- (2) 「幼稚園等初任者研修猶予願」の提出があったときは、園長は「園長の意見」を添えて、関係市町村等へ提出する。
- (3) 関係市町村等は「幼稚園等新採研猶予願承認通知」（様式4）を作成し、当該園長経由で本人に通知するとともに、「幼稚園等新採研猶予願承認報告」（様式5）に「幼稚園等初任者研

修猶予願」(様式3)の写しを添えて、公立幼稚園は学びの改革支援課長宛てに、公立幼保連携型認定こども園はこども・家庭課長宛に提出する。

## 7 欠席届の提出

- (1) 園外研修実施日に、健康上の理由等により出席できなくなった場合、当該園長は速やかにその旨を、研修の主催者に連絡する。
- (2) 当該園長は、事前もしくは事後に、関係市町村等に「園外研修欠席届」(様式6)を提出すること。関係市町村等は保管するとともに、その写しを学びの改革支援課又はこども・家庭課に提出すること(14ページ参照)。
- (3) 長野県総合教育センターの場合は、所属校の管理職から電話にて長野県総合教育センター教職教育部長に連絡し、長野県総合教育センターHP(<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>)から、欠席・遅刻・早退に係る電子申請を行う(その際、送信直後の画面から出力可能なPDFファイル【様式第60号】を出力し、所属校で保管する)。また、必修研修については【様式60号】を関係市町村等に提出する。選択研修については、「園外研修欠席届」(様式6)を関係市町村等に提出する。関係市町村等は「園外研修欠席届」(様式6)を保管するとともに、その写しを学びの改革支援課又はこども・家庭課に提出すること(15ページ参照)。

## 8 代替研修について

やむを得ない事情で、必修の研修への参加が難しい場合は、幼稚園の園長は学びの改革支援課へ、幼保連携型認定こども園の園長はこども・家庭課へ、それぞれ所属長を通じて相談し、必要に応じて代替研修を行うこと。

## VI 関係書類の提出の流れ

### 1 関係書類の提出一覧表

幼稚園等	研修計画書（様式1） ※提出期限 令和8年4月9日（木）	関係市町村等（保管）	対象者の報告書（様式2） 提出期限 令和8年3月19日（木）	学びの改革支援課（幼稚園分） ／ こども・家庭課（認定こども園分）
	研修を欠席する場合 ※総合教育センター研修の場合は、 次頁参照		研修計画書（様式1） 提出期限 令和8年4月13日（月）	
	園外研修欠席届（様式6） ※事前もしくは事後		園外研修欠席届 （様式6） 受領整理後	
※園外研修欠席届の提出とは別に、 研修の主催者に連絡を行うこと。				
研修終了後	研修報告書（様式8） ※全ての計画終了後		研修報告書（様式8） 受領整理後	

### 2 猶予願提出の流れ

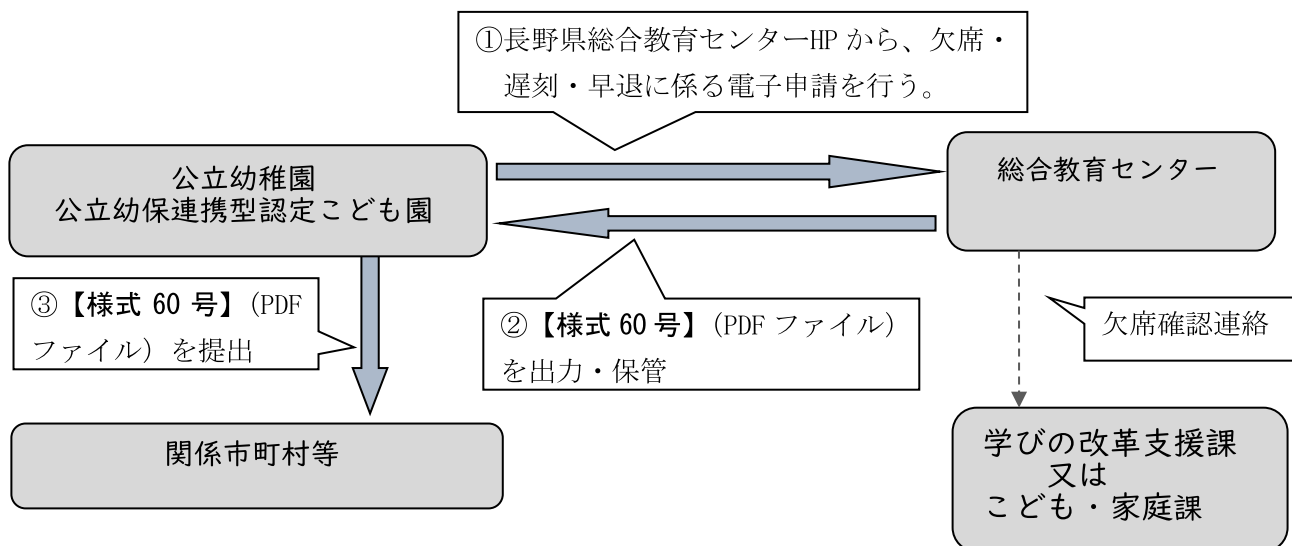
幼稚園等	初任者研修猶予願 （様式3）	関係市町村等（保管）	初任者研修猶予願 （様式3）	学びの改革支援課（幼稚園分） こども・家庭課（認定こども園分）
	研修猶予願承認通知 （様式4）		研修猶予願承認報告 （様式5）	

### 3 長野県総合教育センターが主催となっている研修を欠席する場合

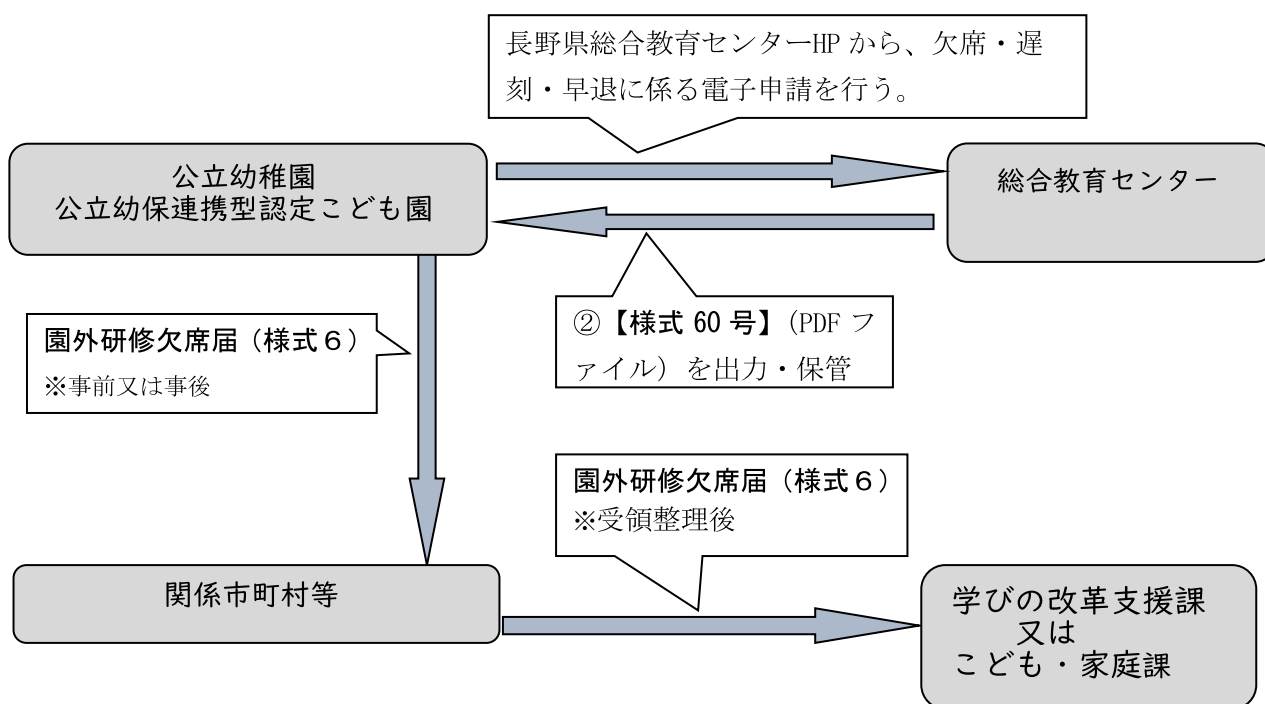
長野県総合教育センターが主催となっている研修については、所属校の管理職から電話にて長野県総合教育センター教職教育部長に連絡し、欠席・遅刻・早退に係る電子申請を行う（その際、送信直後の画面から出力可能なPDFファイル【様式第60号】を出力し、所属校で保管する）。

また、代替研修については、幼稚園の園長は学びの改革支援課へ、幼保連携型認定こども園の園長はこども・家庭課へ、それぞれ所属長を通じて相談し、必要に応じて代替研修を行うこと。

#### ○長野県総合教育センター主催の必修研修を欠席する場合



#### ○長野県総合教育センター主催の選択研修を欠席する場合



【様式1の1】

令和8年度 幼稚園等初任者研修

研 修 計 画 書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_市町村\_\_\_\_\_課

長野県教育委員会事務局  
 学びの改革支援課長 様  
 長野県県民文化部子ども若者局  
 子ども・家庭課長 様

必要に応じて  
 選択してください。

園名  
 所在地  
 園長名

次のとおり報告します。

初任者氏名	担当学年
	歳児

○ 園外研修 ※1～3（必修）の3日間と、4～12から7日間選択し、計10日間の研修をすることとする

研修名	月日	会場 開催方法	主な研修内容	参加予定（○印）
1 全県セッションI (参集) (必修)	4 14	県総合教育センター	【受講必須】 教師の使命についての講義 等	
2 参観研修 (必修)	5 21	信州大学教育学部 附属幼稚園	【受講必須】 保育参観 園長講話 懇談 等	
3 カウンセリング研修 (必修)	11 9	県総合教育センター	【受講必須】 カウンセリングの講義 等	
4 幼年教育教育課程 研究協議会	10 30	千曲市立五加小学校 等	保育・授業参観 研究会参加	
	10 20	宮田村立宮田小学校 等		
5 フィールド研修		オンライン・参集開催 (年間4回)	保育参観 保育カンファレンスへの参加	
6 キャリアステージ 研修(I基礎形成期)	5 11	オンライン開催	幼児教育の基礎についての講義 等	
7 子供の遊びと学びを 支える	6 15	県総合教育センター	幼児教育の講義 等	
8 動ける体をつくる 幼児期の運動指導	10 6	千曲市 ことぶきアリーナ	幼児期の子どもの脳の発達の理論 運動能力を高める多様な運動遊び 等	
9 各地区幼年教育 研究会		各地区	各地区の計画による	
10 信大附属幼稚園 公開保育		信大大学教育学部 附属幼稚園 (年間5回)	保育参観・保育者と語る会 等 ①5/19 ②6/15 ③9/18 ④11/10 ⑤2/4 ↑附属幼稚園の公開保育に参加される場合は 参加予定日を○で囲んでください。	
11 国公立幼稚園 研究協議会①	5 25	松本市立 本郷南幼稚園	幼児教育にかかわる研修 (国公立園長会の計画による)	
12 国公立幼稚園 研究協議会②	7 27	松本市立 本郷幼稚園	性教育にかかわる研修 (国公立園長会の計画による)	
13 公立幼稚園教育 課程研究協議会	10 28	長野市阜月 かかやき子ども園	保育参観・研究会参加	

【様式1の2】

○ 園内研修

( 園)

	月	日	主な研修事項	研修指導員による指導	備考
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

※研修指導員による指導を受ける日は、該当欄に○をつけること（3日間）。

○ その他（要望、特殊事情、特記事項）

上記の内容を、貴園研修対象者

の研修として認めます。

年 月 日

市・町・村 （代表者役職名・氏名）

【様式2】

令和8年度 幼稚園等初任者研修受講対象者報告書

令和 年 月 日

長野県教育委員会 様  
長野県 様

必要に応じて  
選択してください。

所属等を記入  
してください。

この研修の受講対象者について、次のとおり報告します。

園名	氏 名 等	採用年月日	免許状の種類	経験の有無
	ふりがな (氏名) _____ (生年月日) 年 月 日	昭和/平成/令和 . . .		新 卒  保育士 ( 年) その他 ( )
	ふりがな (氏名) _____ (生年月日) 年 月 日	昭和/平成/令和 . . .		新 卒  保育士 ( 年) その他 ( )

※研修対象者がいない場合には、こちらに○を御記入ください。( )

担当課名 \_\_\_\_\_ 事務担当者名 \_\_\_\_\_ 電話 ( )

提出期限 令和8年3月19日(木)

【様式3】

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_園 氏名\_\_\_\_\_  
(該当者)

幼稚園等初任者研修猶予願

下記のとおり、初任者研修を受けることが困難であるため、この研修の受講猶予をお願いいたします。

記

初任者研修対象者の氏名	
猶予を受けようとする具体的理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予解除の予定	年 月 日

園長の意見
_____園長_____



【様式5】

第 号  
令和 年 月 日

長野県教育委員会事務局

学びの改革支援課長 様

長野県県民文化部こども若者局

こども・家庭課長 様

必要に応じて  
選択してください。

\_\_\_\_\_市町村\_\_\_\_\_課\_\_\_\_\_

幼稚園等初任者研修猶予願承認報告

令和 年 月 日付けで猶予願があり、承認しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 園名
- 2 初任者研修猶予者氏名
- 3 猶予期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 猶予を承認した具体的理由

【様式6】（提出用）

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_市教育委員会 様  
\_\_\_\_\_市 \_\_\_\_\_課 様

必要に応じて  
選択してください。

\_\_\_\_\_園長\_\_\_\_\_

園外研修欠席届

下記のとおり、園外研修を欠席しました（します）ので報告します。

記

園外研修欠席者氏名	
欠席した（する）日	令和 年 月 日
園外研修名	
欠席の理由及び 園長の所見	

※選択研修を欠席する場合は、以下に代替として参加する予定の研修を記入する。

研修名	期日	主催

【様式6】（記入例）

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市教育委員会 様

〇〇立〇〇園長 長野 太郎

園外研修欠席届

下記のとおり、園外研修を欠席しますので報告します。

記

園外研修欠席者氏名	松本 花子
欠席した（する）日	令和〇〇年〇月〇日
園外研修名	〇〇研修
欠席の理由及び 園長の所見	体調不良のため欠席します。

※選択研修を欠席する場合は、以下に代替として参加する予定の研修を記入する。

研修名	期日	会場
△△△研修	令和△年 △月△日	オンライン



【様式 8】

初任者研修報告書

園名	園	対象者氏名	
報告事項	園内研修		園外研修
	<p>園内研修実施状況 ※箇条書きで記入する</p> <p>月 日</p> <p>研修指導員による指導を受けた日は、<input type="checkbox"/>に<input checked="" type="checkbox"/>を入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> </ul>		<p>園外研修出席状況</p> <p>※研修名、期日を記入する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全県セッション I 4月14日</li> <li>• 参観研修 5月21日</li> <li>• カウンセリング研修 11月9日</li> <li>• 月 日</li> <li>• 月 日</li> <li>• 月 日</li> <li>• 月 日</li> <li>• 月 日</li> <li>• 月 日</li> <li>• 月 日</li> </ul>
対象教諭の振り返り			
園長所見			
<p>本園初任者研修対象者 _____ 教諭・保育教諭の研修報告書を作成し、提出します。</p> <p>令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日      _____ 立 _____ 園      園長 _____</p>			

(資料)

◇ 研修関係の法律・答申

1 教育公務員特例法

(初任者研修)

第23条

第一項

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務に遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という）を実施しなければならない。

第二項

任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）指導教諭、教諭、主幹保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命ずるものとする。

第三項

指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行必要な事項について指導及び助言を行う者とする。

附則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第5条

第一項

幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

第二項

市（政令指定都市を除く）町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

2 教育職員養成審議会答申（昭和62年12月18日）

○私立幼稚園の新任教員に対する初任者研修

私立学校の新任教員については、設置者は、それぞれの学校の実情に応じて公立学校の新任教員の場合を参考にして、初任者研修を実施することが望ましい。

その場合、国及び都道府県教育委員会は、その実施に協力することが望ましい。

